

平成16年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成16年 9月29日(水)
午後 4時12分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君	監 査 委 員	岩 寺 一 之 君
教育委員長	高 松 慶 子 君	農業委員会会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	金 子 幸 保 君	地域振興課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	建設課長	神 憲 彦 君
和風園園長	中 村 幸 雄 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠 田 繁 彦 君	次 長	金 平 嘉 則 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	松 田 剛 君	主 査	浅 野 信 行 君
------	---------	-----	-----------

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第 59 号	収入役の事務の兼掌に関する条例について
議案第 60 号	特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について
議案第 61 号	教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について
議案第 62 号	平成 16 年度一般会計補正予算について
同意第 2 号	助役の選任について
同意第 3 号	教育委員会教育委員の任命について
同意第 4 号	教育委員会教育委員の任命について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成16年第4回沼田町議会臨時会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 津川議員、12番 橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議案第59号 収入役の事務の兼掌に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第59号 収入役の事務の兼掌に関する条例について。収入役の事務の兼掌に関する条例を別紙のとおり提出する。平成16年9月29日提出。町長名でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

〔以下、条文のとおり朗読〕

なお、参考までに現在空知管内17町村ございます。この関係で収入役の廃止をすでに実施している町村につきましては、12町村、そのうち助役兼掌が11町村、町長兼掌が1町ということで、これは秩父別でございますけれども、実施しているということでございます。なお参考までに実施していない町村で言いますと、栗沢、長沼、栗山、雨竜の4町だけということになります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第60号 特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第60号 特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成16年9月29日提出。町長名でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

〔以下、条文のとおり朗読〕

空知管内17町村の平均から言いますと、町長は785,318円、助役が645,615円、収入役・教育長が587,858円というのが17町村の平均でございます。高いところは、長沼町が863,000円、低いところは、雨竜・北竜が747,000円、いまのは町長の場合でございますが、助役につきましても、長沼が一番高く、低いところは南幌町、収入役については、奈井江町、これは教育長も一緒でございますけれども、そのような状況の中で、今回こういう議案を提出させていただいておりますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番

○12番（橋場 守議員）12番。いま課長より空知の平均等の説明がありました。が、改正する根拠はそれだけなのか。

○議長（吉田好宏議長）総務課長

○総務課長（金子幸保課長）行財政改革の一環として特別職自ら給料を下げて、これからの町政に臨みたいということでございますので、よろしくご審議の程おねがいたします。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかに

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第61号 教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第61号 教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成16年9月29日提出。沼田町長名でございます。次のページをご覧くださいと思います。

説明を省略させていただいて、提案の理由については、先ほどの説明と同様でございますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第62号 平成16年度一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第62号 平成16年度沼田町一般会計補正予算

について。平成１６年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１６年９月２９日提出。町長名でございます。

〔以下、平成１６年度沼田町一般会計補正予算（第４号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１２番。

○１２番（橋場 守議員）災害支援費で（廃棄物量を）６００ｔを見込むと言うことですが、個人で運んで投げることはできますが、その際、それが災害時のものであるということをどのように見分けるのですか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長

○住民生活課長（辻 広治課長）災害時のものかどうかの判断は、搬入される個人の良心におまかせをするというか、こちらの方で一件一件搬入に対して、これが災害のものかどうかと現場に行って確認することは不可能ということで、搬入される方の良識に判断を委ねているのが実態でございます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかに、１３番

○１３番（大沼恒雄議員）支消金が２,３００万円、備荒資金から工面しているということでございますけれども、今回の台風被害は、かなりなものになりました。その中で、保険の適用がされる家やされない家、住宅が思ったより壊れた家等さまざまあると思います。その中で今住宅ローンを払いながら、直さなくてはならないということに対して資金の手当ができないという場合が出てくるかと思えます。屋根を直すにしても、１００万円前後の金がかかってくる、又、農家の方に聞いても、格納庫や納屋については、保険が付いているものもあれば、付いていないものもある。そうすると、自分達で負担して直さなければならない。さらに、農業情勢も豊作貧乏といわれていたが、予想ほど良くはない状態でございます。その中で備荒資金の２,３００万円だけではなく、もう一つ踏み込んで備荒資金を使用するつもりがあるか、お聞きしたい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）被害が大変大きいということで、それぞれ検討を加えた訳でありますけども、北空知管内の支援の状況を把握しておりますが、決して沼田町だけが劣っている訳ではありませんし、ＪＡ等関係団体と連携をとり、営農資金からの借入が予想される為、その部分について先程、債務負担行為で説明したとおり、資金充当の利子について負担をさせていただきたい。なお、国・道においても天災資金について検討されているようですので、町村会の町村長会議等の中で、新たに町が追加の負担をしてでも支援をするような制度がでてまいりますと、１２月議会もしくは臨時会を召集して更に検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）１３番

○13番（大沼恒雄議員）―再― これをやっていただいて本当にありがたいと思いますし、がんばっていると思います。ただ、一般の住宅の方で、修繕費が高額になっており、資金調達ができる人とできない人がいます。また、壊れた住宅で適用になる保険の内容もそれぞれ異なっているようです。例えば、100万円の被害で、10万円しか出ない人もいれば、100万円出る人もいます。そうすると、その差額を借入する等して資金の調達をすることが町民の負担となっているようです。その中で、町が年数を決めて一時備荒資金を貸し出し、5年か10年で返していただくという形がとれないか。国・道の政策とは別に、町が援助ではなく資金の流用を備荒資金を一時使ってもできないものではないかというご提案でございます。その考え方が町長にありますかという質問です。

また、債務負担行為の補正につきまして、課長から説明を聞きましたが今後の出方によっては若干、利子補給の仕方も変わってくるのか、町長にそういう意思があるのかどうかお尋ねしたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長

○町長（西田篤正町長）おっしゃることは理解できますが、個人のすべてのものに対して保険にどれだけ入っているのか、どこからいくら借りるのか、どれだけの負担で返済が困難なのか、そういう状況の把握は、むずかしいと思うのです。63年の水害の折りも、すでに説明があったかもしれませんが、今回と同じような見舞金制度で終わっている状況であります。それらを勘案しますと、近隣を見ますと見舞金も出さない町村もありますから、そういう意味では、町としての従来の流れも考えながら最大限の努力をさせていただいたと思っております。また、資金援助の方で道も農業ハウスの問題や天災融資法の適用をしたときどのようになるかというのは、これから出てきますので、出てきた段階で町として対応しなくてはならないものがあれば、対応させていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）なければ、質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、同意第2号 助役の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第2号 助役の選任について。本町助役に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求めるものがあります。提案の理由と致しましては、現助役であります市橋忠晴氏の退職願が提出されましたので、平成16年9月30日付を以って受理することと致しました。その後任として、住所 沼田町南1条1丁目7番5号、氏名 藤間 武、昭和21年2月18日生、略歴につきましては、最終学歴は、道立 一己農業高等学校の土木科を昭和39年に卒業され、その後、土地改良区に勤務されております。昭和47年に沼田町の職員として奉職をいただいております。その後、建設課長、地域振興課長、平成12年10月には、沼田町収入役として選任をさせていただきまして、1期4年間の務めることとなりますが、今回退任によります後任として、収入役の経験、本町の職員としての勤務状況等を勘案し、最適任者と考えて提案させていただきたいと思います。平成16年9月29日提出。沼田町長でございます。選任についての同意を賜わりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）12番

○12番（橋場 守議員）質問の有無に関わらず、人事案件だから質疑・討論を省略と言うのは正しくないと思います。人事案件は大事なことでありますので、そういう問題については、省略と言わず、有無に関わらず議事を進めるべきだと思います。

○議長（吉田好宏議長）休憩いたします

16時43分 休憩

16時46分 再会

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第3号 教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案の理由といたしましては、現委員であります植木和美氏の任期満了、平成16年9月30日であります。満了によるものであります。現委員 植木和美さんにつきましては、現在、北いぶき農協の理事あるいは監事を経験され、地域の信望も非常に厚い方であります。平成4年10月から3期教育委員を務めていらっしゃいます方ですが、再度、引き受けをいただきたいということで、ご提案を申し上げます。住所は沼田町字高穂41番地、氏名 植木和美、生年月日は昭和24年2月20日生、以上、平成16年9月29日提出。沼田町長。よろしくご同意を賜わりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第4号 教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案の理由につき

ましては、現教育長であります篠田繁彦氏の任期満了、平成16年10月4日、によります後任として下記の者を提案させていただきますので、ご同意を賜わりたいと思います。住所は、沼田町本通5丁目4番12号、氏名 松田 剛、昭和23年1月6日生、略歴につきましては、最終学歴が昭和46年に国土館大学の体育学部を卒業されまして、47年4月に本町に事務吏員として採用になっております。教育委員会に長年勤務をされまして、それぞれのポストを経験され、その後、特別養護老人ホーム旭寿園の園長、水道課長、健康福祉課長、地域振興課長、現在は議会事務局長として敏腕を振るわれているところでありますが、教育行政に対する経験、地域の信望等を考えまして、教育委員会教育長候補、教育委員として最適任者と言うことでご提案申し上げたいと思います。平成16年9月29日提出。沼田町長であります。よろしくご同意を賜わりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

（退任・新任の挨拶）

○議長（吉田好宏議長）この度、退任される市橋氏、篠田氏より挨拶の申し出がございます、これを許します。市橋忠晴様、自席でお願い致します。

〔自席にて 市橋忠晴氏 退任挨拶〕

○議長（吉田好宏議長）次に篠田繁彦様、お願い致します。

〔自席にて 篠田繁彦氏 退任挨拶〕

○議長（吉田好宏議長）次にこの度新しく選任に同意された藤間氏、松田氏から挨拶の申し出がございます。これを許します。始めに藤間 武様。

〔中央にて 藤間 武氏 新任挨拶〕

○議長（吉田好宏議長）次に松田 剛様、お願い致します。

〔中央にて 松田 剛氏 新任挨拶〕

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。
これにて、平成１６年第４回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

１６時５６分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員